

静岡県都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県都市計画審議会条例（昭和44年静岡県条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、静岡県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 審議会の会議は会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の7日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第5条 条例第2条第2項第5号に掲げる者のうちから任命された委員に事故あるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し採決に加わることができる。

(議事の整理、秩序の保持)

第6条 会長は、会議の議長となり、議場の秩序を保持する。議長は、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(議案の説明者)

第7条 議長は、議案に関係ある県の職員又は市町村の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が非公開が適当であると判断した場合はこの限りでない。

(議事録)

第9条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1名が署名するものとする。

2 議事録は、交通基盤部都市局都市計画課に保管する。

3 議事録は、公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号）第 7 条各号に該当する部分はこの限りでない。

（会長の専決事項）

第 10 条 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 3 項（同条第 13 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付議された土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について準用する行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に定める事務は会長の専決とする。

（常務委員会の設置）

第 11 条 条例第 6 条第 1 項の規定により審議会に常務委員会を置く。

2 常務委員会に委員長を置き、委員のうちから会長が指名する。

3 委員長は、会議の議長となり、議場の秩序を保持する。

（常務委員会への委任）

第 12 条 次に掲げる事項に関する審議会の権限は、常務委員会に委任する。ただし、臨時委員及び専門委員が調査審議に参加すべき事項並びに審議会事項と分離して審議することが不適当な事項を除く。

(1) 都市計画の変更で次に掲げるもの

(イ) 名称の変更

(ロ) 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 13 条に規定する都市計画の軽易な変更該当するもの

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。)第 6 条第 1 項第 4 号及び同法第 22 条第 2 項の規定に基づく意見に関する事項

(3) 基準法第 51 条ただし書の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項

(4) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 125 条の 2 の規定に基づく意見に関する事項

(5) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 4 条第 3 項の規定に基づく改良地区の申出に関する事項

（委員長の代理）

第 13 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

（常務委員会への準用）

第 14 条 第 3 条第 1 項、第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「委員長」に、「審議会」とあるのは「常務委員会」に、「委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「委員」に読み替えるものとする。

（環境影響評価専門小委員会の設置）

第 15 条 会長は審議会に環境影響評価専門小委員会(以下「専門小委員会」という。)を置き、都市計画に係る事業の実施が環境に及ぼす影響の評価について調査審議させることができる。

2 専門小委員会は条例第 2 条及び第 3 条の委員のうちから会長の指名した委員 10 人以内をもって組織する。

3 専門小委員会は前項の委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 専門小委員会に委員長を置き、第 2 項の委員のうちから会長が指名する。

5 専門小委員会の議事は出席した第 2 項の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は調査審議の結果を審議会に報告するものとする。

(専門小委員会への準用)

第 16 条 第 3 条第 1 項、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条第 3 項及び第 13 条の規定は、専門小委員会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「委員長」に、「審議会」とあるのは「専門小委員会」に読み替えるものとする。

(公印)

第 17 条 審議会、常務委員会及び専門小委員会の公印は次に掲げるものとする。

(1) 静岡県都市計画審議会会長印

(2) 静岡県都市計画審議会常務委員会委員長印

(3) 静岡県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会委員長印

2 公印は、交通基盤部都市局都市計画課に保管する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めない事項は会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

(昭和 61 年 3 月 20 日 第 71 回審議会議決)

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 3 年 3 月 6 日 第 91 回審議会議決)

附 則

1 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正後の第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日以前に開催された審議会の議事録については、なお従前の例にする。

(平成 11 年 3 月 8 日 第 124 回審議会議決)

附 則

この改正は、議決の日から施行する。

(平成 12 年 8 月 1 日 第 128 回審議会議決)

附 則

- 1 この改正は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 12 年 10 月 26 日以前に開催された審議会の議事録については、旧運営規程第 9 条第 3 項の規定は、なおその効力を有する。

(平成 12 年 11 月 9 日 第 129 回審議会議決)

附 則

この改正は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

(平成 13 年 11 月 9 日 第 131 回審議会議決)

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。